

帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らの平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、人工肛門を造設している申立人父に月額3万円が、要介護状態にある申立人母及びその介護を行う申立人子につき、申立人母の要介護度の変化に応じ、申立人母が要介護度1又は2であった平成28年6月分まではそれぞれに月額3万円が、要介護度4となった平成28年7月分以降はそれぞれに月額10万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の増額分

(1) 申立人X1

| 期 間 | 月額 | 合計 |
|--------------------------|-----|-------|
| 自 平成23年3月11日 至 平成29年5月末日 | 3万円 | 225万円 |

(2) 申立人X2

| 期 間 | 月額 | 合計 |
|-------------------------|------|-------|
| 自 平成27年2月1日 至 平成28年6月末日 | 3万円 | 51万円 |
| 自 平成28年7月1日 至 平成29年5月末日 | 10万円 | 110万円 |

(3) 申立人X3

| 期 間 | 月額 | 合計 |
|-------------------------|------|-------|
| 自 平成27年2月1日 至 平成28年6月末日 | 3万円 | 51万円 |
| 自 平成28年7月1日 至 平成29年5月末日 | 10万円 | 110万円 |

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、547万円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間についての賠償金の一部として、229万円を支払済みであることを相互に確認する。

4 支払方法

(省略)

5 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年10月16日

(仲介委員 二瓶 茂)